

平成28年4月1日現在

	受けられる条件	受けられる額
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上であること。	<p>満額：780,100円 ただし、保険料納付済月数が40年間ない場合は、次の計算式による。</p> $780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \left(\frac{\text{全額免除月数}}{4} \times \frac{1}{8}\right) + \left(\frac{4}{5} \times \frac{1}{8}\right) + \left(\frac{\text{半額納付月数}}{6} \times \frac{1}{8}\right) + \left(\frac{4}{7} \times \frac{3}{8}\right)}{40年(加入可能年数) \times 12月}$ <p>加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた人については、25年に短縮されており、以降昭和16年4月1日生まれの人まで生年月日に応じて26年から39年に短縮されている。</p>
障害基礎年金	<p>①保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上ある者の障害。</p> <p>②20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。</p>	<p>1級：780,100円×1.25+子の加算 2級：780,100円+子の加算</p> <p>子の加算 第1子・第2子 各224,500円 第3子以降 各74,800円</p>
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)	<p>死亡した者によって生計を維持されていた、子のある妻または子 *子の条件 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子</p> <p>年金額：780,100円+子の加算 子の加算 第1子・第2子 各224,500円 第3子以降 各74,800円</p>
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給。	年金額：夫の第1号被保険者期間を基礎とした老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を納めた月数等が36月以上ある者が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、その者により生計を同じくしていた遺族	保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円
脱退一時金	第1号被保険者として6か月以上被保険者期間のある外国人が、年金を受給しないで帰国した場合、2年以内に請求することができる。	国民年金の脱退一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて48,780円～292,680円(最後に保険料を納付した月が平成28年度に属する場合。)